

【助成金あり】带状疱疹の予防接種

接種日時点で町内に住所がある方に、带状疱疹予防接種を実施します。対象者の詳細は下表をご覧ください。

なお、定期接種化に伴い、現在で実施している任意接種は令和8年3月31日で終了します。接種をご検討の方はご注意ください。

▼問い合わせ 健康長寿課健康づくり推進係 (019-611-2832)

ワクチン (販売名)	生ワクチン (ビケン)	組換えワクチン (シングリックス)
接種回数	1回	2回
接種方法	皮下	筋肉内
接種間隔	—	標準的な接種期間は、1回目接種の2か月後の同日以降から6か月後までに2回目を行う。
予防効果	5年間の発症予防効果	10年間以上の発症予防効果
助成額※ (公費負担)	4,000円	10,000円を2回

※助成額について

- ・接種費用から助成額を差し引いた金額は自己負担
- ・生活保護世帯の方は全額公費負担
(事前に健康長寿課窓口で申請が必要)
- ・組換えワクチンをすでに自費で1回接種した方で、組換えワクチン2回目の接種が決められた間隔で接種できる場合は、2回目の接種のみ公費負担の対象

	定期接種	任意接種
対象	① 令和7年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ② 101歳以上の方 ※令和7年度のみ ③ 60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障がい者手帳1級の方	50歳以上で左記の定期接種対象外の方
接種券	4月以降に健康長寿課から対象者へ接種券を送付(③は対象年度内に申請が必要) (すでに任意接種を希望し接種券をお持ちの方には、新たに接種券を送付)	希望者が健康長寿課へ接種券を申請 ▼期限 12月26日(金) ▼申請方法 健康長寿課窓口 または電話(019-611-2832) 申込フォーム(QR)
助成期限	対象年度内	令和8年3月31日



【6/30締切】物価高騰対策給付金

エネルギーや食料品価格等の高騰の影響による経済的負担の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対し、給付金を給付します。

◆対象

- ①住民税非課税世帯令和6年12月13日時点で、矢巾町に住民登録があり、令和6年度分の住民税均等割が非課税の方のみで構成される世帯。
- ②家計急変世帯①に該当する世帯以外の世帯のうち、令和6年1月から令和6年12月までの間に、予期せず家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯。
 ※令和6年度分の住民税が未申告の方は、所得の申告を行い、世帯全員が非課税の場合は申請することができます。

「①と同様の事情にある」とは、世帯の全員について、予期せず家計が急変した後の年収見込額が住民税非課税相当の収入であることをいいます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆給付金額

1世帯当たり3万円に、世帯に属する子ども(生年月日が平成18年4月2日以降の方)1人当たり2万円を加算した額

◆申請手続き

- 対象① 住民税非課税世帯と確認できる世帯へ「支給のお知らせ」または「確認書」を送付しています。支給のお知らせが届いた場合は原則、手続き不要です。確認書が届いた場合は必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。
- 対象② 要件を満たすことを確認できる書類を添付の上、申請書の提出が必要となります。詳細はお問い合わせください。

◆対象外の世帯

- 令和6年度住民税均等割の課税者に扶養されている方のみで構成される世帯と、租税条約に基づく免除を届け出ている方がいる世帯
- 定年退職などの予定を理由に減収となった世帯。 ※(「予期せず家計が急変する」とは、病気やケガなどの本人が予期できない理由で以前より収入が減少すること)

期限と申請先

- 申請期限 6月30日(月)
- 問い合わせ 役場1階福祉課
 (019-611-2573) メール yahabakyuhukinn@town.yahaba.iwate.jp